

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2025年2月26日現在
~2025年2月25日	2025年2月26日~	

<p>▲ I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <p>第1章 総則 (用語の定義)</p> <p>第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~35 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1~35 (略)	(略)	<p>▲ I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <p>第1章 総則 (用語の定義)</p> <p>第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~35 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><a href="#">36 光信号分岐 端末回線</a></td> <td><a href="#">接続約款 (東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定める電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款をいいます。)</a>に定める<a href="#">光信号分岐端末回線</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">37 光回線再利用</a></td> <td>(1) <a href="#">オープンコンピュータ通信網契約の申込みにあたり、光信号分岐端末回線を変更することなく、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス (光信号分岐端末回線と相互接続して提供するものに限ります。)</a> から<a href="#">オープンコンピュータ通信網サービス (光コラボレーションモデルサービスを用いて提供するものに限ります。)</a>へ移行するため、<a href="#">引込線を再利用すること (ただし、光アクセス回線の事業者変更に該当する場合を除くものとし、以下この(1)の場合を「光回線再利用 (入)」といいます。)</a>  (2) <a href="#">オープンコンピュータ通信網契約の解除にあたり、光信号分岐端末回線を変更することなく、そのオープンコンピュータ通信網契約者が現に利用しているオープンコンピュータ通信網サービス (光コラボレーションモデルサービスを用いて提供するものに限ります。)</a> から当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス (光信号分岐端末回線と相互接続して提供するものに限ります。)へ移行するため、<a href="#">引込線を再利用すること (ただし、光アクセス回線の事業者変更に該当する場合を除くものとし、以下この(2)の場合を「光回線再利用 (出)」といいます。)</a></td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1~35 (略)	(略)	<a href="#">36 光信号分岐 端末回線</a>	<a href="#">接続約款 (東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定める電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款をいいます。)</a> に定める <a href="#">光信号分岐端末回線</a>	<a href="#">37 光回線再利用</a>	(1) <a href="#">オープンコンピュータ通信網契約の申込みにあたり、光信号分岐端末回線を変更することなく、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス (光信号分岐端末回線と相互接続して提供するものに限ります。)</a> から <a href="#">オープンコンピュータ通信網サービス (光コラボレーションモデルサービスを用いて提供するものに限ります。)</a> へ移行するため、 <a href="#">引込線を再利用すること (ただし、光アクセス回線の事業者変更に該当する場合を除くものとし、以下この(1)の場合を「光回線再利用 (入)」といいます。)</a>  (2) <a href="#">オープンコンピュータ通信網契約の解除にあたり、光信号分岐端末回線を変更することなく、そのオープンコンピュータ通信網契約者が現に利用しているオープンコンピュータ通信網サービス (光コラボレーションモデルサービスを用いて提供するものに限ります。)</a> から当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス (光信号分岐端末回線と相互接続して提供するものに限ります。)へ移行するため、 <a href="#">引込線を再利用すること (ただし、光アクセス回線の事業者変更に該当する場合を除くものとし、以下この(2)の場合を「光回線再利用 (出)」といいます。)</a>
用語	用語の意味												
1~35 (略)	(略)												
用語	用語の意味												
1~35 (略)	(略)												
<a href="#">36 光信号分岐 端末回線</a>	<a href="#">接続約款 (東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定める電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款をいいます。)</a> に定める <a href="#">光信号分岐端末回線</a>												
<a href="#">37 光回線再利用</a>	(1) <a href="#">オープンコンピュータ通信網契約の申込みにあたり、光信号分岐端末回線を変更することなく、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス (光信号分岐端末回線と相互接続して提供するものに限ります。)</a> から <a href="#">オープンコンピュータ通信網サービス (光コラボレーションモデルサービスを用いて提供するものに限ります。)</a> へ移行するため、 <a href="#">引込線を再利用すること (ただし、光アクセス回線の事業者変更に該当する場合を除くものとし、以下この(1)の場合を「光回線再利用 (入)」といいます。)</a>  (2) <a href="#">オープンコンピュータ通信網契約の解除にあたり、光信号分岐端末回線を変更することなく、そのオープンコンピュータ通信網契約者が現に利用しているオープンコンピュータ通信網サービス (光コラボレーションモデルサービスを用いて提供するものに限ります。)</a> から当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス (光信号分岐端末回線と相互接続して提供するものに限ります。)へ移行するため、 <a href="#">引込線を再利用すること (ただし、光アクセス回線の事業者変更に該当する場合を除くものとし、以下この(2)の場合を「光回線再利用 (出)」といいます。)</a>												

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2025年2月26日現在
~2025年2月25日	2025年2月26日~	

<p><a href="#">36~39</a> (略) (略)</p>		<p><a href="#">線再利用 (出)</a>」といひます。 (注) 引込線に係る設備形態上の理由により、光回線再利用を適用することができない場合があります。</p>
<p><a href="#">38 転用等承諾番号</a></p>		<p>(1) <a href="#">光アクセス回線の転用の手続きに必要な番号 (以下「転用承諾番号」といひます。)</a> (2) <a href="#">光アクセス回線の事業者変更の手続きに必要な番号 (以下「事業者変更承諾番号」といひます。)</a> (3) <a href="#">光回線再利用の手続きに必要な番号 (以下「光回線再利用承諾番号」といひます。)</a></p>
<p><a href="#">39~42</a> (略) (略)</p>		<p>(略)</p>

<p>第4章 契約 第4節 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 (第6種契約申込みの方法) 第46条 共通編第9条 (I P 通信網契約申込みの方法) に規定する契約申込みの方法として、第6種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定した方法により第6種契約の申込みを行っていただきます。 (1)~(4) (略) (5) <a href="#">削除</a>  (6) (略) (注) (略)</p>	<p>第4章 契約 第4節 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 (第6種契約申込みの方法) 第46条 共通編第9条 (I P 通信網契約申込みの方法) に規定する契約申込みの方法として、第6種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定した方法により第6種契約の申込みを行っていただきます。 (1)~(4) (略) (5) <a href="#">光アクセス回線の転用、光アクセス回線の事業者変更 (入) 又は光回線再利用 (入) を伴う申込みの場合は、転用承諾番号、事業者変更承諾番号又は光回線再利用承諾番号</a> (6) (略) (注) (略)</p>
--	--

<p>(<a href="#">光アクセス回線の事業者変更</a>) 第58条の2 第6種契約者 (特定加入者回線 (光コラボレーションモデルに関する契約に係るものに限ります。)) に係る者に限ります。)) は、光アクセス回線の事業者変更 (出) の請求をすることができます。 2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条 (I P 通信網契約申込みの承諾) 第2項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾まします。</p>	<p>(<a href="#">光アクセス回線の事業者変更等</a>) 第58条の2 第6種契約者 (特定加入者回線 (光コラボレーションモデルに関する契約に係るものに限ります。)) に係る者に限ります。)) は、光アクセス回線の事業者変更 (出) <a href="#">又は光回線再利用 (出)</a> の請求をすることができます。 2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条 (I P 通信網契約申込みの承諾) 第2項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾まします。</p>
--	--

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2025年2月26日現在
～2025年2月25日	2025年2月26日～	
<p>(1) <u>事業者変更先</u>の電気通信事業者が承諾しないとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) その他光アクセス回線の事業者変更(出)に関する業務の遂行に係る当社と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。</p> <p>3 当社は、第1項の請求を承諾したときは、事業者変更承諾番号(<u>光アクセス回線の事業者変更の手続きに必要な番号をいいます。以下同じとします。</u>)を発行します。この場合において、事業者変更承諾番号は、発行日から起算して15日間に限り有効とします。</p>	<p>(1) <u>移行先</u>の電気通信事業者が承諾しないとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) その他光アクセス回線の事業者変更(出) <u>又は光回線再利用(出)</u>に関する業務の遂行に係る当社と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。</p> <p>3 当社は、第1項の請求を承諾したときは、事業者変更承諾番号 <u>又は光回線再利用承諾番号</u>を発行します。この場合において、事業者変更承諾番号 <u>又は光回線再利用承諾番号</u>は、発行日から起算して15日間に限り有効とします。</p>	
<p>第5節 第7種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 (<u>光アクセス回線の事業者変更</u>)</p> <p>第73条の3 第7種契約者(特定加入者回線(光コラボレーションモデルに関する契約に係るものに限り。))に係る者に限り。))は、光アクセス回線の事業者変更(出)の請求をすることができます。</p> <p>2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条(I P通信網契約申込みの承諾)第2項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>事業者変更先</u>の電気通信事業者が承諾しないとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) その他光アクセス回線の事業者変更(出)に関する業務の遂行に係る当社と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。</p> <p>3 当社は、第1項の請求を承諾したときは、事業者変更承諾番号を発行します。この場合において、事業者変更承諾番号は、発行日から起算して15日間に限り有効とします。</p>	<p>第5節 第7種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 (<u>光アクセス回線の事業者変更等</u>)</p> <p>第73条の3 第7種契約者(特定加入者回線(光コラボレーションモデルに関する契約に係るものに限り。))に係る者に限り。))は、光アクセス回線の事業者変更(出) <u>又は光回線再利用(出)</u>の請求をすることができます。</p> <p>2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条(I P通信網契約申込みの承諾)第2項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>移行先</u>の電気通信事業者が承諾しないとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) その他光アクセス回線の事業者変更(出) <u>又は光回線再利用(出)</u>に関する業務の遂行に係る当社と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。</p> <p>3 当社は、第1項の請求を承諾したときは、事業者変更承諾番号 <u>又は光回線再利用承諾番号</u>を発行します。この場合において、事業者変更承諾番号 <u>又は光回線再利用承諾番号</u>は、発行日から起算して15日間に限り有効とします。</p>	
<p>第10章 雑則 (I P通信網契約者の氏名の通知等)</p> <p>第101条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第10章 雑則 (I P通信網契約者の氏名の通知等)</p> <p>第101条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	

I P通信網サービス契約約款 別冊 ～2025年2月25日	(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2025年2月26日現在 2025年2月26日～
----------------------------------	--	-------------------------------------

3 I P通信網契約者は、光アクセス回線の事業者変更 (出) にあたり、その特定加入者回線に係る情報（光コラボレーション事業者が締結する光コラボレーションモデルに関する契約に基づき契約事業者が保有する情報であって、I P通信網契約者の氏名又は名称、住所又は居所、特定加入者回線の設置場所、特定加入者回線に係る品目又は細目、契約事業者が I P通信網契約者に対して直接提供するサービスがある場合には当該サービスに関する I P通信網契約者と契約事業者との契約内容をいいます。）のうち、光アクセス回線の事業者変更を行うために必要な情報について、契約事業者が事業者変更先の電気通信事業者に通知する必要があることについて、予め承諾するものとします。

3 I P通信網契約の申込みを行う者又は I P通信網契約者（以下第4項までにおいて「申込者等」といいます。）は、光アクセス回線の事業者変更にあたり、その特定加入者回線に係る情報（事業者変更に関して当社が申込者等から取得する情報又は光コラボレーション事業者が締結する光コラボレーションモデルに関する契約に基づき契約事業者が保有する情報であって、事業者変更承諾番号、申込者等の氏名又は名称、住所又は居所、特定加入者回線の設置場所、特定加入者回線に係る品目又は細目、契約事業者が申込者等に対して直接提供するサービスがある場合には当該サービスに関する 申込者等と契約事業者との契約内容等の情報をいいます。）について、契約事業者又は事業者変更の相手方の電気通信事業者が事業者変更に係る業務を行うために必要な範囲において、当社又は契約事業者が契約事業者又は事業者変更の相手方の電気通信事業者に通知し、また、当該通知を受けた電気通信事業者が利用する場合があることを予め承諾するものとしま

4 申込者等は、光回線再利用にあたり、その再利用する引込線に係る情報（光回線再利用に関して当社が申込者等から取得する光回線再利用承諾番号、申込者等の氏名又は名称、住所又は居所、引込線に係る終端の場所及び工事実施予定日等の情報をいいます。）について、契約事業者又は光回線再利用の相手方の電気通信事業者が光回線再利用に係る業務を行うために必要な範囲において、当社又は契約事業者が契約事業者又は光回線再利用の相手方の電気通信事業者に通知し、また、当該通知を受けた電気通信事業者が利用する場合があることを予め承諾するものとしま

料金表

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

5 第7種契約に係るもの

5-1 適用

区分	内 容
(1) (略)	(略)
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。 ア 通信の態様による細目

料金表

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

5 第7種契約に係るもの

5-1 適用

区分	内 容
(1) (略)	(略)
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。 ア 通信の態様による細目

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2025年2月26日現在
～2025年2月25日		2025年2月26日～

	<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別            カテゴリー-V P N又はカテゴリー-v U T Mに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 第7種オープンコンピュータ通信網サービスについては、光アクセス回線の転用及び光アクセス回線の事業者変更(入)を行うことができません。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p>	区 別	内 容	(略)	(略)	(3)～(5) (略)	(略)
区 別	内 容						
(略)	(略)						
5-2 (略)							

	<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別            カテゴリー-V P N又はカテゴリー-v U T Mに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 第7種オープンコンピュータ通信網サービスについては、光アクセス回線の転用、光アクセス回線の事業者変更(入)及び光回線再利用(入)を行うことができません。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p>	区 別	内 容	(略)	(略)	(3)～(5) (略)	(略)
区 別	内 容						
(略)	(略)						
5-2 (略)							